年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日を昭和26年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 12 月 31 日から 26 年 2 月 5 日まで 私の夫は、A株式会社に勤務していた期間は途中で辞めることなく継続

して勤務していたはずであり、2か月も厚生年金保険に未加入の期間があることに納得がいかない。

転勤はあったが、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間 を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された人事記録、辞令月報及び失業保険被保険者索引簿から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し(昭和 26 年1月1日に同社B工場から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 25 年 11 月及び 26 年 2 月の社会保険事務所(当時)の標準報酬月額の記録から、8,000 円と することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、事業主は不明としているが、A株式会社B工場における資 格喪失日については、事業主が同工場における資格喪失日を昭和 26 年1月 1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 25 年 12 月 31 日 と記録することは考え難く、同社 C 支店における資格取得日については、申立人と同日に異動となった二人の記録においても同様の空白が生じていることを踏まえると、申立人を含む 3 人について社会保険事務所が事務処理を誤ったとは考え難く、同社 C 支店において被保険者資格の取得届出に誤りがあったものと考えられる。

これらのことから、事業主は、昭和25年12月31日を資格喪失日、26年2月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

秋田国民年金 事案 842

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成元年4月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成元年4月まで

昭和60年8月から62年11月までの国民年金保険料については、A市町村からB市町村に転居した62年3月以降に、送られてきた納付書をA市町村役場に持参して一括で納付した。当該期間は夫の被扶養者になっていなかったので、保険料を納付したはずである。

また、昭和 62 年 12 月から平成元年4月までの国民年金保険料については、当該期間に勤務していた事業所が厚生年金保険に加入しておらず、事業主から国民年金に加入するよう勧められ、C市町村役場の窓口で2、3か月分ずつをまとめて納付した。

間違いなく保険料を納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 60 年 8 月から 62 年 11 月までについてはA市町村役場で、同年 12 月から平成元年 4 月までについてはC市町村役場でそれぞれを納付した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成 2 年 12 月 26 日にD市町村において初めて国民年金に加入した記録となっている上、申立人の国民年金手帳記号番号は同市町村において資格取得時に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、申立人が国民年金の加入手続をしたとするA市町村及びC市町村における払出しの有無を確認したものの、払い出された事実は確認できないとともに、両

市町村では申立人に係る国民年金の記録が無いなど、払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年8月から 62 年 11 月までの国民年金保険料について、「A市町村からB市町村に転居した後、A市町村役場から当該期間 (28 か月)の国民年金保険料の納付書が送付され、一括で納付した。」と主張しているところ、当該期間のうち、少なくとも 60 年8月から 61 年3月までの保険料は過年度保険料となることから、過年度保険料について市町村が納付書を発行することはない上、申立人が一括して納付したと記憶する金額は、当該期間の保険料を一括して納付した場合の金額又は納付した時点で現年度保険料となる期間の保険料の金額のいずれとも相違している。

なお、申立人は、昭和 60 年8月から 62 年 11 月までの期間について、「夫の被扶養者になっていなかったので、自分の国民年金保険料を納付していたはずである。」と主張しているが、申立人の当時の夫の健康保険の記録により、申立人が当該期間において、当時の夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 12 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料について、「月額 1 万 3,300 円であった。」と記憶しているが、当時の保険料と大幅に相違していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせ る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1205

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月1日から63年11月1日まで 私は、昭和62年6月に有限会社Aに入社した。私の年金記録では、申 立期間は未加入期間となっているが、有限会社Aには、当初から正社員と して入社しており、入社と同時に厚生年金保険に加入しているはずである。 また、当時、家族がいたので、健康保険証が無い期間があったとは考え られない。

申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aが保管する従業員カードから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、有限会社Aの事業主は、「正社員は、入社と同時に社会保険に加入させていたが、申立人から、妻を被扶養者とする予定があるので、社会保険の加入手続は、妻の扶養認定の手続と同時に行ってほしい旨の申出があったと記憶している。厚生年金保険に加入するまでは、給与から保険料を控除することはなかった。」と回答している。

また、有限会社Aが保管する、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、及び申立人の配偶者に係る「健康保険被扶養者(異動)承認通知書」によると、両通知書に押印された社会保険事務所(当時)の確認日付はいずれも昭和63年11月16日、申立人の資格取得日及びその配偶者の扶養認定日はいずれも同年11月1日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が氏名を記憶していた複数の同僚から聴取したものの、申 立期間において、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを うかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 1206

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月1日から同年9月2日まで

② 昭和44年11月1日から45年4月1日まで

私は、昭和 43 年 2 月 1 日から、A事業所に正社員として勤務したが、 厚生年金保険の記録は 43 年 9 月 2 日からとなっており、申立期間①の加入 記録が無い。

また、昭和44年11月1日から、父が経営する株式会社Bに経理事務員として勤務したが、厚生年金保険の記録は45年4月1日からとなっており、申立期間②の加入記録が無い。

いずれの期間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所には、昭和 43 年2月1日から正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているところ、同事業所が保管する、申立人が採用時に提出した誓約書及び同僚の証言から、申立人は申立期間①において同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所では、「当時、女性の採用者には入社後数か月の 試用期間を設け、試用期間終了後に厚生年金保険に加入させる取扱いとして いた。試用期間中に厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答している。

また、オンライン記録から、A事業所において申立人と同日の昭和 43 年 9月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員7人は、すべて女性であり、同事業所が保管する誓約書により厚生年金保険の資格取得日の4か月から7か月前に入社していることが確認できる上、

そのうちの一人は、「数か月間の試用期間があり、その期間中に保険料の控除は無かった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、「株式会社Bには、昭和44年11月1日から経理事務員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているところ、同社の取締役であった申立人の兄、事務員であった義姉及び同僚の証言から、申立人は申立期間②において同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Bは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、取締役であった申立人の兄は、「当時の資料は無く、保険料控除等については事業主であった父が全て行っていたので分からない。」と述べている。

また、申立人は、「私が入社した時には、母と義姉は既に株式会社Bに勤務していたが、二人とも厚生年金保険に未加入であったので、加入させるように父に頼んだ。」と述べているところ、オンライン記録から、申立人の母親及び義姉の同社での厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和45年4月1日であることが確認できる。

さらに、申立人の義姉は、「昭和 43 年 11 月 1 日から株式会社Bに勤務していたが、厚生年金保険に加入する前について、給与から保険料が控除されていたかどうかについては分からない。」と述べている。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていた ことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかが わせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。